

## コメント及びコメントに対する考え方

No.	コメント	コメントに対する考え方
1	<p>金融業界でも役職員の多くが在宅勤務により業務を行うことが珍しいことではなくなっている。ほとんどの役職員が在宅勤務でも問題なく業務を行うことができる金融商品取引業者もあれば、半数以上に社を求めなければ業務が運営できない金融商品取引業者もあると聞く。</p> <p>在宅勤務を中心に業務を行っている金融商品取引業者に対する検査では、第三者非開示承諾書や検査資料は電子ファイルのみの提出も認めていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、検査対象先が提出する書類については、電子メールによる提出が可能であることを明記しました。</p> <p>なお、電子メールによる提出に当たっては、添付ファイルにパスワードを設定していただくことなどにより、セキュリティ及び文書の真正の確保を図っていただくことを考えております。</p> <p>また、検査資料については、これまでも、検査対象先から希望があった場合は、検査に支障が生じない限り、電子媒体による提出に応じることとなっております。</p>
2	<p>また検査対象の金融商品取引業者の役職員との面談は、必要がない限りそのためだけに社をさせることは避け、Web 会議等により効果的・効率的に実施することをご検討いただきたい。</p>	<p>検査実施に当たっては、これまでも、検査対象先のご意向に最大限配慮させていただいているところでありますが、今後とも、検査に支障のない範囲において、直接面談を必要としないWeb 会議等を活用していきたいと考えております。</p>
3	<p>書類・様式における押印（又は署名）の廃止に反対である。</p> <p>押印（印章を生じさせる。）又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。（なお、記名の場合に、詐称等の不正発生の可能性・蓋然性が増えるのは、行政一般で理解・認識しておくべき事とすら考える。）</p> <p>例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。</p> <p>（でなければ、確実性についての質的なデグレードの発生と判断されるものである。）</p> <p>（なお、正当性・公正性についての質の劣化を発生させないのであれば、押印又は署名を求める箇所を減少や、一箇所ですべて行うようにする事等は可と考える。）</p> <p>国民としては、事務において虚偽・不法が発生しない事を強く求めるのであるが、そのための保護が、法的及び物理的技術的（押印</p>	<p>今回対象とする書類については押印を求めないこととするものの、証券検査においては、臨店検査終了後の講評、講評後の意見申出制度を設けていることから、それらにより検査結果の公正性等の確保を図ることを考えております。</p>

や署名の準備には、当然、物理的技術的な要素がある。また準備について予備罪として扱われる部分や、鑑識対象となる部分が存在するのであるが、そのため、押印又は署名にはかなり明確に犯罪抑止の効果があるのである。適切な代替策無き押印又は署名の廃止は、犯罪行為を起こすハードルを著しく低くするとなるものである。)になされるようにされたい。

(なお、示されていた閣議決定については、刑法での押印又は署名の効果について適切に検討が行われておらず、また説明も不十分で代替となる手続きについての検討・制定もろくに無い拙速な内容のものと判断されるものである。行政あるいは一般の民事においても、正当性の確保は重要なものであるが、その確保についての考慮が欠けた当該閣議決定については、結果として不法を増やす効果があるものであってその点で公共の福祉に反するものであるので、あまり重視しないのが適切と考えられるものである。必要な公正性が確保されるような手続き・書類となるようにされたい(そのために、押印又は署名を伴う事は、とりあえずそれなりに望ましい手段と考えられるものである。)(なお、概ねの場合について、「真に必要」となるものである事を述べておく。重要性の大小を問わず、公正性の確保のためには、押印又は署名について、真に必要性が存在する(これは概ね絶対の事であって(代替の手段が設けられている場合は事態を多少異にするが)、完全に正しいと言ってよい事であるはずである。物事を考える際に誤ってはいけない。公務員は特に。))。)

(なお、情報处理的な観点から言うと、正当性の確保がされていない処理は、いくら可用性が高くても、使えないものである。可用性の重視によって正当性が毀損されないようにしていただきたい。行政関係(あるいはそれ以外についてもであるが。)の手続きで正当性が欠けるのは、社会にとって痛すぎる程に痛いものである。)

4	<p>なお、役員等の氏名に、旧氏名の記載が、併記の形で行えるのは、可であるとする。</p> <p>現時点での氏名が基本のものとして提示されているのであれば、旧氏名について併記の形で記載するのは可とする。</p>	<p>証券モニタリングに関する基本指針別紙様式における役員等の氏名の記載については、法令の手続に従い、登録の申請等の際に申請者の氏名に旧氏及び名を併記して申請書等を提出した場合は、旧氏及び名を併記することを可能としております。</p>
---	---	---